

山建産連発第31号
令和7年12月12日

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
各団体の長 殿

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
会長 浅野正一
(公印省略)

「山梨県建設工事総合評価実施要領」等の令和7年12月改定について

標記の件について、山梨県県土整備部長より通知がありました。

今般の「健康保険被保険証の失効に伴う現場代理人及び技術者の雇用確認書類について」との整合を図るため、「山梨県建設工事総合評価実施要領」等を改定し、令和7年12月2日以降の入札参加申請受付案件より適用されております。

つきましては、下記に示す山梨県のホームページ、山梨県公共事業ポータルサイトに実施要領等が掲載されておりますので、ご確認いただき、貴団体傘下会員（組合員）宛にご周知のほどよろしくお願い致します。

記

(改定されている要領等)

1. 山梨県建設工事総合評価実施要領
2. 技術評価様式
3. 技術評価資料作成要領

(掲載場所 URL)

1. 山梨県建設工事総合評価実施要領
《山梨県ホームページ》
<https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/96812791066.html#guideline>
2. 技術評価様式
3. 技術評価資料作成要領
《山梨県公共事業ポータルサイト》 情報公開サービス
<https://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp/roi/>

*山梨県公共事業ポータルサイト → 情報公開サービス → 様式配布 → 入札公告資料

以上